

泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター

## 事業系指定ごみ袋取扱店募集案内

泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンターでは、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的として、平成21年7月1日から事業系ごみの指定ごみ袋（有料）制度を実施しております。

この制度は、本組合を構成する3市内（泉大津市、和泉市、高石市）の収集運搬許可業者が収集する事業系ごみ（商店や事務所、工場等すべての事業活動に伴って排出される一般廃棄物）が対象です。

つきましては、指定ごみ袋制度に伴う「ごみ処分手数料の徴収事務」と「指定ごみ袋の交付」をしていただく「指定ごみ袋取扱店」を以下のとおり随時募集しますのでお知らせいたします。

各販売店の皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 1 指定ごみ袋の種類及びごみ処分手数料

（消費税込み）

種類	規格	ごみ処分手数料（交付単位）	1箱の枚数	1箱当たりの価格
事業系一般廃棄物	45ℓ袋	700円／1セット(10枚)	300枚(30セット)／箱	21,000円／箱
指定ごみ袋（可燃物）	70ℓ袋	1,000円／1セット(10枚)	300枚(30セット)／箱	30,000円／箱

※ 1箱の寸法と重量

45ℓ袋	縦 266 mm×横 296 mm×高さ 299 mm	約 10kg
70ℓ袋	縦 303 mm×横 351 mm×高さ 309 mm	約 16kg

### 2 指定ごみ袋取扱店について

#### （1）委託契約の締結

泉北クリーンセンターからの「指定ごみ袋取扱所指定通知書」を受領後に契約を締結し、指定ごみ袋を販売していただきます。

（公金徴収事務委託者として、指定ごみ袋取扱店の名称、所在地等を告示します。）

#### （2）主な業務

- ア 指定ごみ袋の交付、発注、保管及び在庫管理
- イ 泉北環境整備施設組合指定金融機関等へのごみ処分手数料の納付

#### （3）指定ごみ袋取扱店の表示

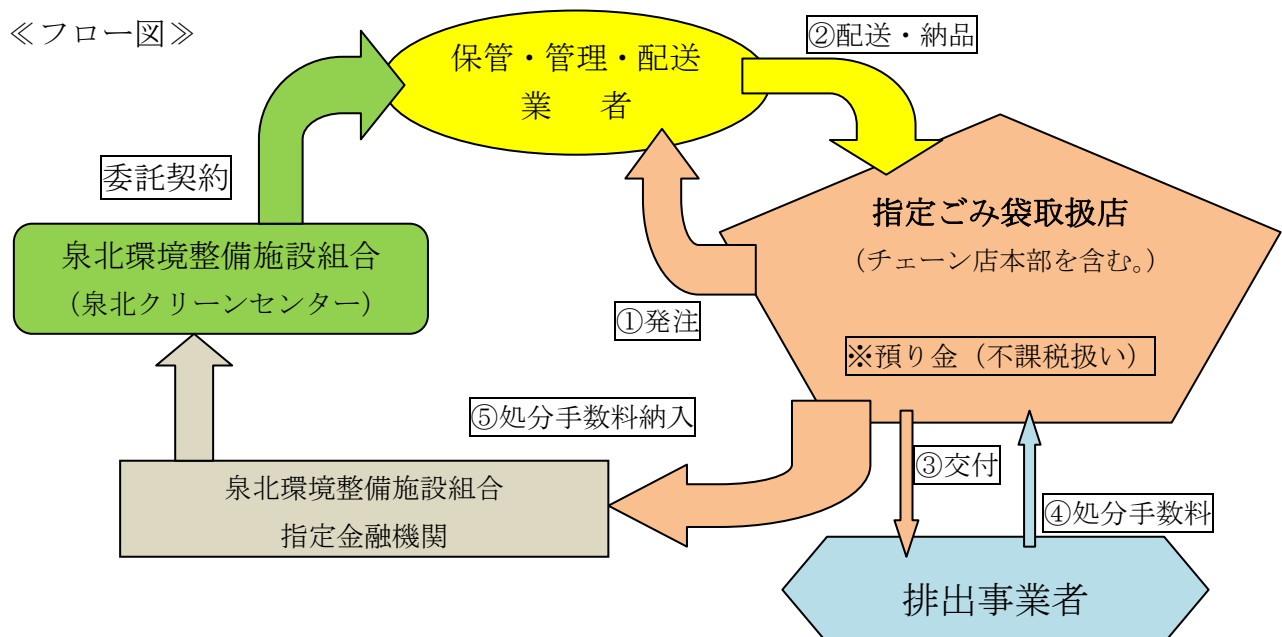
指定ごみ袋取扱店を示す「取扱証」を店舗の見やすい場所に掲示してください。

### 3 指定ごみ袋交付にあたっての注意事項

- (1) 指定ごみ袋の交付は、商品の売買ではありません。指定ごみ袋の価格は、条例で定める「事業系一般廃棄物ごみ処分手数料」（以下「手数料」といいます。）ですので、指定ごみ袋取扱店が値引きやサービス品としての無料配布などを行うことはできません。また、ばら売り（1枚売り）は行わず、1セット（10枚）単位での交付をしてください。
- (2) 指定ごみ袋は、“商品”ではなく“処分手数料に代わるもの”です。指定ごみ袋取扱店においては、処分手数料の收受（預り金）であり、不課税扱い（課税対象外）となります。
- (3) 必ず2種類（450、700）の指定ごみ袋を販売してください。
- (4) 百貨店、スーパー等のチェーンストア及びコンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン（以下「チェーン店」といいます。）の場合は、物流システムや会計システム上、より効率化を図るため、本部（本店又は営業所）契約として契約を統括することができます。（チェーン店であっても、本部を通さない直営店舗等は、店舗（支店）ごとにお申し込みください。）
- (5) 指定ごみ袋の外装には、バーコード（JANコード）が表示されますので、POSシステムなどを導入している指定ごみ袋取扱店は、読み取り設定を行うことが可能です。

### 4 指定ごみ袋取扱の流れ

《フロー図》



## 5 処分手数料の納付と徴収事務委託料

処分手数料の額は、納品された数量にそれぞれの単価を乗じて1ヶ月単位で集計した額になります。処分手数料の納付については、「処分手数料から徴収事務委託料を差引きした金額（繰替払）」を、泉北クリーンセンターが送付する納入通知書により指定期日までに、泉北環境整備施設組合指定金融機関などへ一括納入してください。その際、口座振替はできませんのでご了承ください。

指定ごみ袋の徴収事務委託料の額は、処分手数料の7%分（消費税込）になります。

## 6 募集対象

### **(1) 小売店**

生産者から買い入れた商品を個々の消費者に販売することを業としている店舗。

また、チェーン店として展開し、かつ、生産者などから買い入れた商品を個々の消費者に販売することを業としている店舗。

(例) スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、その他の小売店

### **(2) その他**

商工会などの団体が取扱店として申請する場合は、必ずしも店舗形態は要しません。

(例) 商工会議所、商店会組合など

## 7 募集件数

200件（200件に到達次第、締め切らせていただきます。）

## 8 申込資格

下記（1）～（7）のすべての条件を満たしていること。

- (1) 公金の適正な処理及び指定ごみ袋の管理を厳正に行うことができること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人出ないこと。
- (3) 破産宣告を受けていないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団関係者でないこと。
- (6) 次に掲げる要件をすべて満たしている小売店又は、これに類する店舗等を有すること。
  - ①所在地が組合市内（泉大津市、和泉市及び高石市）にあること。
  - ②店員等が常駐し、営業時間内は何人も出入りすることができること。
  - ③商号を明記した看板等、明らかに営業実態があると認められること。
  - ④店頭において、事業者が直接指定ごみ袋を交付することができること。
- (7) その他指定ごみ袋の交付及び手数料徴収事務に支障を来すおそれがないこと。

## 9 提出書類

以下の書類を添えて泉北クリーンセンターまで持参又は、郵送にて提出してください。

(1)	指定ごみ袋取扱所指定申請書（様式第1号）	1部
(2)	住民票の写し （法人にあつては登記簿謄本又は定款の写し）	1部
(3)	市が発行する直近の納税証明書の原本 （市税の滞納がないことを証するため） ・コピーは不可 ・申請日の3ヶ月以内に発行されたもの	1部
(4)	指定ごみ袋取扱所の位置図（住宅地図等）	1部
(5)	チェーン店として申込をされる場合は、支店の所在地、連絡先等一覧表	1部

## 10 審査結果の通知及び説明会の開催

申請のあった方を対象に審査を行い、取扱店として登録ができると判断された方には、審査結果及び「指定ごみ袋取扱いについての説明会」の日時を通知します。

説明会では、関係書類（指定ごみ袋取扱所指定通知書、委託契約書、取扱証、取扱店仕様書など）を交付しますので必ず出席してください。

なお、審査の結果、取扱店として登録することができないと判断された方には、その旨を書面にて通知します。

## 11 申込先・問合せ先

〒594-0001 和泉市舞町87番地

泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター5階

TEL: 0725-41-2030 FAX: 0725-41-2115

Email: senkan-seisou-syomu@helen.ocn.ne.jp

H P: <http://www.senbokukankyo-ichikumi.org/>

年 月 日

泉北環境整備施設組合管理者 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

### 指定ごみ袋取扱所指定申請書

泉北環境整備施設組合指定ごみ袋の規格及び一般廃棄物処理に係るごみ処分手数料徴収事務委託要綱第 5 条第 2 項の規定により、泉北環境整備施設組合指定ごみ袋取扱所の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

取扱所の住所	〒 _____
取扱所の名称	_____
代 表 者 名	_____
電 話 番 号	_____
F A X 番 号	_____
添 付 書 類	( 1 ) 住民票の写し ( 法人にあっては、登記簿謄本又は定款の写し ) ( 2 ) 納税証明書 ( 最新のもの ) ( 3 ) 指定ごみ袋取扱所の位置図 ( 4 ) その他特に管理者が必要と認めるもの
特 記 事 項	_____